社会福祉法人 京都府共同募金会

共同募金全国統一助成テーマ

つながりをたやさない社会づくり活動応援助成（第2期）

助成要項

１　趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、地域では経済的に困窮する人や社会的に孤立する人の増加、固定化が大きな課題となりつつあります。

京都府共同募金会では、これらの対象者に対する直接的な支援活動、また、支援活動の基盤づくり、ネットワークづくりや活動を充実・発展させるための調査・研究等を応援する助成事業を実施いたします。

この助成を通じ、現下の影響により困窮・孤立の状態にある人たちを支援するとともに、課題を広く社会と共有し、より多くの府・市民の活動への参加を促していくことで、ポストコロナ時代における、より豊かな地域共生社会づくりを目指してまいります。

２ 対象団体

 助成の対象となる団体は次のとおりです。

（１）法人格を有する京都府内の団体

（２）法人格を有していないが、会則があり予算及び決算が明確な団体

　※但し、個人及び営利企業を除く

３ 対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、困難を抱える人を対象にした次の事業

（助成事業の対象期間は、令和５年３月３１日までとします。）

1. 不安を抱える人への相談支援事業（いのちの電話、チャイルドライン等）
2. 社会的孤立の状態にある人たちの支援に取り組む事業
3. 生活困窮家庭への支援事業（フードバンク、配食サービス等）
4. 子ども、若者たちの居場所づくりに取り組む事業（子ども食堂、青少年の居場所等）
5. つながりをたやさない地域づくりに取り組む事業（見守りサービス等）
6. その他、本会が必要と認める事業

上記の事業を行う団体が、取り組む下記の活動

①経済的に困窮する人や社会的に孤立する人に対する直接的な支援活動

②支援団体が、活動を通じて把握した困窮、孤立の課題に対して新たに取り組む活動

③活動と対象者の広がりを図るため、様々な支援団体が協働して行う支援活動の基盤づくり、ネットワークづくり

④その他、支援活動・事業を充実・発展を図るための調査・研究事業等

４ 対象経費

対象者の支援に直接必要な費用、活動経費及び備品の購入いずれも対象とします。

衛生環境への配慮、通信環境の整備、自宅や屋外での実施など、実施環境に配慮しながら行う支援活動や感染対策に伴う経費等

５ 対象外経費

次の経費は助成の対象外とします。

（１）会議や人件費等の団体運営経費

（２）行政が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業（委託事業を含む）

（３）その他、本会において不適当と認めたもの

６ 助成額上限

 １団体あたり１２０万円

7　応募方法

「助成申請書」を e－mail で提出するとともに、下記の書類を本会に郵送下さい。

（１）定款、会則等

（２）団体の活動実績がわかる書類（パンフレット・広報紙等）

（３）前年度事業報告・決算書

（４）当年度事業計画・予算書

（５）消耗器具備品費、印刷製本費、修繕費、会議費、賃借料の助成を希望する場合は、

見積書・カタログ等を添付下さい。

　応募締切：令和５年２月１０日（金）必着

8　助成決定

・助成決定は、応募団体あてに通知を郵送します。

・助成決定団体には、活動終了後、すみやかに完了報告書（活動・精算報告及び領収書のコピー）を提出いただきます。

・完了報告書の様式は助成決定時にお示しします。

・活動実態が確認出来なかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。

・助成を受けた事業の活動報告写真等、本会ホームページ等で公表いたします。

9　助成決定までの日程（予定）

（１）助成要望受付：　令和5年２月１０日（金）まで

（２）審査および決定：令和5年２月２４日（金）

（３）助成金の交付：　令和5年３月１７日（金）

　（状況により、予定を変更する場合があります。）

|  |
| --- |
| （参　考）〇対象経費活動に要する下記の費用（例示）①旅費交通費：活動実施に協力した方の交通費（実費）②通信運搬費：活動実施に伴う電話・FAX の使用料③消耗器具備品費：活動実施に必要な食材、弁当の容器、消耗品及び備品(家電製品)購入費④印刷製本費：活動実施に必要な印刷経費（チラシ、看板等）⑤水道光熱費：活動実施に必要な電気、ガス、水道代⑥修繕費：活動実施に必要な修繕経費⑦会議費：活動実施に必要な会議等での飲み物代、食事代等(ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ打合せ等)⑧賃借料：活動実施に必要な会場の賃借料、レンタル料等⑨車両費：活動実施に必要な車両の燃料費等（弁当、食材等運搬時のｶﾞｿﾘﾝ代等）⑩保 険 料：ボランティア行事保険料⑪その他 支援を行う団体のネットワーク作りのための費用等、本助成の趣旨に適った費用※助成対象外の経費（例） ・団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費 ・行政等の公的財源が見込まれるもの ・費用の積算内訳が不明なもの ・団体及び団体役員が所有する場所や物の賃借料 ・経費の妥当性が応募趣旨に合わないもの（感染症対応と関連がないもの）※いずれも、公的補助や他団体による助成を受けていない活動（事業）。ただし、他の助成との間で、経費が明確に区分できる場合は対象とします。 |

|  |
| --- |
| 〔応募・お問合せ〕社会福祉法人 京都府共同募金会（担当：飯田）〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375ハートピア京都7階E-Mail：josei\_ai-kibo\_1947＠akaihane-kyoto.or.jpTEL：075-256-9500 FAX：075-256-9505 |